



令和7年3月26日

教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例について、 初めて認定しました

大学設置基準第57条に基づき、大阪教育大学及び札幌大学の先導的な取組を、教育課程等特例として、初めて認定しましたのでお知らせします。

1. 制度概要

本制度は、大学等において、内部質保証等の体制が十分機能していること等を要件として、教育課程等に係る特例対象規定の一部又は全部によらないことができる特例制度により、基準によらない大学の創意工夫に基づく先導的な取組の促進と、その効果検証を踏まえ、今後の大学設置基準の改善等につながることを期待するものです。

この度、大阪教育大学及び札幌大学からの申請内容について、中央教育審議会大学分科会の下に設置されている「教育課程等特例制度運営委員会」において審査し、認定に至りました。

2. 認定内容

認定件数：1件（大阪教育大学及び札幌大学）

特例対象規定：大学設置基準第19条第1項（授業科目の自ら開設）

実施期間：令和8年4月～令和13年3月

取組内容：札幌大学が、大阪教育大学が開設する先導的な授業科目を自大学の教職課程科目と位置付けるとともに、教職課程の質向上のため、大阪教育大学の生徒指導・進路指導に関する科目についても同様に自大学の教職課程科目として位置付けるもの。

取組概要：別添資料のとおり

3. 申請書、議事要旨等の公開

以下 URL に掲載のとおり

申請書等：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/list.html

議事要旨等：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/054/index.html

<担当> 高等教育局大学教育・入試課
課長補佐 石川（内線 3372）
法規係長 嶺口（内線 2493）
専門職 佐藤（内線 3411）
電話：03-5253-4111（代表）
03-6734-3338（直通）

教員養成を取り巻く現状・課題

- 全国のエ育委員会に置いて「教師不足」が深刻化
- 学校現場を取り巻く環境の変化（子ども一人一人の学びの引き出し、いじめ・不登校、外国にルーツのある児童生徒等の増加 など）
- 教師に求められる役割や資質能力が多様化（学習観・授業観の転換）
⇒ 教職課程では新たな教育課題に対応した科目の充実が急務
- しかし、人的にも財政的にも資源が限られている現状において、個々の大学単独では教職課程を維持することが極めて困難

モデルケース②【学修の多様化・深化 × 大学間連携】を適用
特例対象規定：授業科目の自ら開設の原則

新たなモデルの構築

地域社会

知的資源の効率的活用による教職課程の裾野拡大
多様な専門性と質の高い教師の安定供給

大阪教育大学

先導的な教職科目を広域的に普及・発信
教員養成の質保証や高度化をけん引
学習観・授業観の転換を担う教師の拡充に貢献

教員養成課程

先導的な教職科目、フラッグシップ指定科目を提供

札幌大学

教職課程の効率的展開
次世代型教職課程の開講
北海道の私大の中核として質の高い教師の養成に貢献

教職課程

大教大の教職科目、フラッグシップ指定科目を
自ら開設

Win-Win